

49 アルミニウム陽極酸化処理職種(陽極酸化処理作業)

2010.12.13

<p>作業の定義</p>	<p>電解浴中でアルミニウム製品を陽極(+極)にして電解処理し、酸化皮膜を形成する作業をいう。</p>	
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>(1)陽極酸化処理作業 ①電解液の建浴(けんよく)、分析及び調整作業 1.電解液の建浴作業 2.遊離硫酸の分析作業 3.電解液の調整作業 ②陽極酸化処理作業 1.ラッキング作業(アンラッキング作業) 2.前処理作業 3.陽極酸化処理作業 4.封孔処理作業 5.簡単なジグ(引っかけ)の製作作業 ③陽極酸化皮膜の試験作業 1.外観(皮膜欠陥)及び色試験作業 2.皮膜厚さ試験作業 (2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③アルミニウム陽極酸化処理職種に必要な整理整頓作業 ④アルミニウム陽極酸化処理職種の作業用機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥安全装置の使用等による安全作業 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p>	
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(1)関連作業 ①排水処理作業 ②廃棄物処理作業 ③陽極酸化処理作業の必須作業以外で使用する処理液の分析作業 ④ジグ製作作業 ⑤染色(色合わせ)作業 ⑥電解着色(色合わせ)作業 ⑦アルミニウム陽極酸化処理職種で使用する機械、装置の保守管理作業 ⑧複合皮膜処理作業に伴う塗装作業 ⑨陽極酸化処理された製品の包装作業 ⑩アルミニウム化成皮膜処理作業 ⑪アルミニウム(素材)上への着色塗装作業 ⑫陽極酸化皮膜への印刷作業 ⑬マスキング作業 ⑭陽極酸化皮膜仕上げ作業 ⑮脱膜作業 ⑯研磨作業(バフ作業、ブラスト作業、化学研磨・電解研磨作業) (2)周辺作業 ①素材(材料)の搬送作業(作業場内) ②受入れ検査作業 ③数量管理作業 ④製品の梱包・出荷作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ</p>	
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①陽極酸化処理用素材(材料) 1.又は2.のいずれかを必ず使用すること。 1.アルミニウム及びアルミニウム合金の展伸材(圧延、押出、引抜き、鍛造等の熱間又は冷間の塑性加工によって造られた板、条、型材、管、棒、線等の製品の総称) 2.アルミニウム合金の鋳物及びダイカスト ②陽極酸化処理に使用する薬品等 一つ以上必ず使用すること。 1.前処理用薬品 2.陽極酸化処理用薬品 3.封孔処理用薬品 4.染料 5.塗料(電着塗装用等) 6.電解着色用薬品 7.ラッキング用アルミニウム線、アルミニウム型材等</p>	
<p>使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①機械、設備等(二つ以上必ず使用すること。) 1.搬送設備、キャリアパー 2.脱脂槽、加温設備 3.エッチング槽、加温設備 4.アルカリ回収設備 5.化学研磨槽、加温設備、排気設備 6.電解研磨槽、電源、対極、加温設備、排気設備、アノードロッカー 7.スマット除去槽 8.電解槽、陰極、攪拌、循環、ろ過、隔膜、排気、加熱冷却設備 9.電解用整流器、操作盤、ブスバー・配線 10.冷凍機、クーリングタワー、熱交換器 11.電解液回収装置 12.染色槽、加熱設備 13.電解着色槽、対極、攪拌、循環、ろ過、液調整、加熱冷却設備 14.封孔槽・釜、循環、ろ過、加熱設備 15.塗装設備(電着塗装設備、静電塗装設備、浸漬塗装設備、焼付・乾燥設備) 16.水洗槽、水洗装置 17.純水製造装置 18.ボイラ 19.エアコンプレッサ、ブロワ 20.排水処理設備 21.フォークリフト 22.溶接機</p>	

<p>使用する機械、設備、器工具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>②器工具等(5を含め二つ以上必ず使用すること。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.各種手工具 2.ジグ(各種ラッキング用)、電解槽 3.ラッキング用アルミニウム線 <p>③計測器等(一つ以上必ず使用すること。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.pH計 2.比重計 3.温度計 4.電圧計 5.電流計 <p>4.各種クランプ</p> <p>5.各種保護具</p> <p>6.電力計</p> <p>7.回路計(テスタ)</p> <p>8.膜厚計</p> <p>9.分析機器</p> <p>10.耐アルカリ試験器、磨耗試験機器、硬度試験機等</p>
<p>製品の例</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.建築材料・金物等 2.各種銘板・プレート等 3.アルミニウム鋳物、ダイカスト 4.自動車部品 5.製造装置等の部品 6.化粧品容器等 7.美術品等 8.各種サイン・額縁等 9.装身具等 10.ステーションナリ(文房具) 11.家庭用品 12.土木製品 13.船舶関係 14.レジャー製品
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.金属塗装作業 2.金属熱処理作業 3.めっき作業 4.溶射作業 5.貴金属装身具製作作業 6.上記の関連作業及び周辺作業のみの場合